

上小阿仁村食育推進計画

平成27年3月

秋田県 上小阿仁村

目 次

第 1	計画策定の趣旨	1
第 2	計画の位置付け	2
第 3	計画の期間	2
第 4	上小阿仁村の現状と課題	3
第 5	食育のための基本理念・方針	4
	1. 基本理念	
	2. 基本方針	
第 6	食育推進のための取り組み（施策）	5
	1. 家庭における取り組み	
	2. 保育園における取り組み	
	3. 学校における取り組み	
	4. 地域における取り組み	
	5. 食育関係団体等における取り組み	
	6. 体験を重視した取り組み	
	7. 行政における取り組み	
第 7	食育推進計画の展開	10

第1 計画策定の趣旨

私たちが生きていくためには、「食べる」ことは欠かせないものです。

命の源は「食」であり、「食べる」を通じて知識を得、経験を重ね、そして豊かな文化を築き上げてきました。

上小阿仁村は、「食」に関する取り組みとして、保健、福祉、教育、産業の各部門において、それぞれ個別に進めてきました。

しかしながら、近年では生活様式の多様化、社会情勢のめまぐるしい変化などから「食」の大切さに対する意識が薄れ、若者や子どもたちを中心に朝食の欠食や外食による栄養の偏りにより、食生活の健全性が失われつつあります。

そのため、国では平成17年7月に「食育基本法」を施行し、『食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるものと位置付け、意識や知識を高める「食育」を推進する』こととしました。

また、秋田県においても平成18年12月に「食育基本法」に基づく秋田県の食育推進計画である『「食の国あきた」推進運動アクションプログラム』を策定後、平成23年3月に第2期食育推進計画を策定し、食育活動を進めてきております。

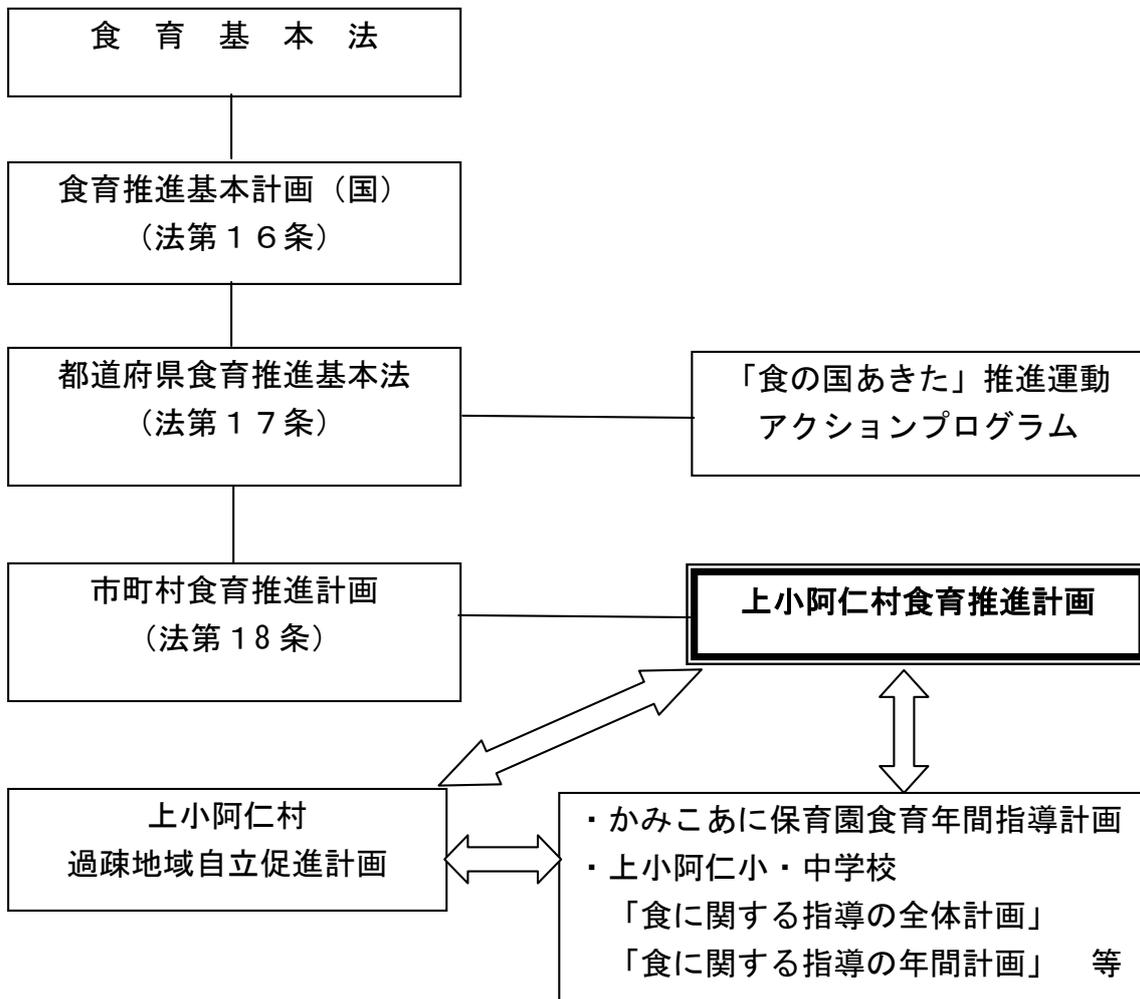
こうしたことから、上小阿仁村における「食育」の基本方針を明らかにするとともに、取り組みを総合的にかつ計画的に推進することにより、すべての村民が生涯にわたって「食」を通して心豊かに、かつ健康に暮らすことを目指し、「上小阿仁村食育推進計画」を策定しました。

【食育とは】（「食育基本法」前文抜粋）

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

第2 計画の位置付け

この計画は、国の「食育推進基本計画」（平成18年3月策定）と秋田県の『「食の国あきた」推進運動アクションプログラム』など食育に関する諸計画や「上小阿仁村計画」等との整合性をはかりながら食育基本法第18条第1項の規定に基づく上小阿仁村の食育推進計画として位置付けるものです。



第3 計画の期間

計画の修正等については、施策の成果や社会情勢の変化をふまえ、必要に応じて随時見直しを行います。

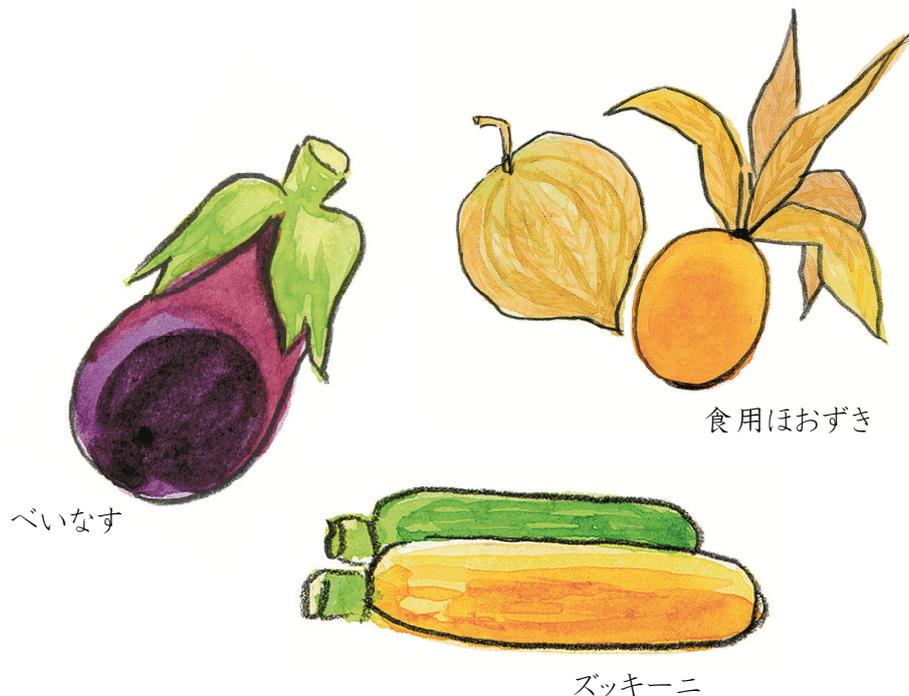
第4 上小阿仁村の現状と課題

食育は、子どもから高齢者までのすべての村民で推進されることが大切です。

本村では、少子化等による出生数の減少、若年層の転出に伴う人口の高齢化が進んでいますが、子どもたちを中心とした食育に取り組むことにより、村民全体が生涯にわたって健康に暮らすことにつながります。

また、食材の安心・安全について、多くの人に関心を寄せるようになっていきます。「食」を支える「食材」を生産する農業現場では「農業体験」や「都市農村交流」により安全性をアピールするため、生産現場を知ってもらう活動がますます重要性を増します。また、本村の特産物（食用ほおずき、べいなす、ズッキーニ）や自然が育んだ食材を使った昔ながらの食文化の継承、新たな食材の開拓による創造などの活動も地域農業の理解につながります。

今後、村民一人ひとりが「食」に関心をもち、本村の豊かな森林資源、安全な食糧の供給など地域資源を最大限活用し、家庭、保育園、学校、地域のみならず、生産者や消費者、行政等が連携し、「食」について考えることができる取り組みの推進が必要です。



第5 食育のための基本理念・方針

食育を推進するにあたり、基本とする理念及び方針を次のとおりとします。

1. 基本理念

村民一人ひとりが健康で心豊かに暮らすため、食の大切さを知り、健全な食生活を実践する意欲を育むことを目指します。

2. 基本方針

(1) 食の楽しさを広げます

- 1) 季節を感じる旬の食材を味わう
- 2) 地場産物を使用した郷土食の継承
- 3) 食農に関する教育、体験の充実

(2) 心と体の健康づくりを広げます

- 1) 規則正しい食生活の推進
- 2) 偏りのないバランスのとれた食事の普及
- 3) 食と健康の関わりを知るための情報提供

(3) 食と農の安心・安全を広げます

- 1) 地産地消の食材の推進
- 2) 安心・安全で高品質の農産物生産と情報提供

(4) 食育の輪を広げます

- 1) 都市部との交流により「食を支える農業」について理解を深める
- 2) 民間や住民団体との連携を図る

第6 食育推進のための取り組み（施策）

第5 食育のための基本理念・方針を達成するため、村民をはじめ関係機関の理解と協力のもと、次のとおり食育推進に取り組みます。

1. 家庭における取り組み

家庭は、食育における基本的な場であり、生涯を通じて個人の食習慣に大きな影響を与えます。各家庭がそのことをしっかりと認識し、食への関心を高めるとともに、マナーや知識などを習得できるよう日々の生活を通じて食育を推進します。

（1）生活リズムの確立

- ・朝食を毎日食べるように努めます。
- ・食生活のリズムを整え、規則正しい生活リズムを築けるように努めます。

（2）望ましい食習慣の定着

- ・生活習慣病予防のため、バランスの良い食生活の実践に取り組み、健康の自己管理ができるよう努めます。
- ・食塩、エネルギーの摂りすぎに注意するよう努めます。
- ・家族そろっての食事、団らんを心がけ、コミュニケーションを図るよう努めます。
- ・我が家の味を伝えるよう努めます。



2. 保育園における取り組み

乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るための食育を推進します。

乳幼児の発達や成長に合わせ食育年間指導計画を作成し、家庭や地域社会との連携を図りながら進めていきます。

目指す子どもの姿は、「生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみあう子ども」とします。

(1) 給食を通じた食育の推進

- ・給食をしっかり食べ、規則正しい食生活を身につけます。
- ・地場産物や行事食を取り入れます。
- ・「いただきます・ごちそうさま」の挨拶や食事のマナーを身につけます。
- ・園児一人ひとりの状況に応じた「食事」の提供や指導を行います。
- ・給食だより・園だより等により「食」の情報を提供します。

(2) 遊びを通じた食育の推進

- ・身近な場所に菜園をつくり「見る・触れる・味わう」ことが、いつでも体験できるような環境を作ります。
- ・外遊びや運動遊びを推進し、食事を美味しく食べられるようにします。
- ・絵本・紙芝居、地域との連携を通して規則正しい生活習慣の大切さ、食事のマナー、体と食べ物の関係について知る機会をつくります。

3) 体験活動や地域・家庭との連携を通じた食育の推進

- ・食生活改善推進員や野外生産試作センター協力のもと農業体験をします。
(食用ほおずき、さつまいも、じゃがいも、きゅうり、ナス、トマトなど)
- ・収穫物を利用し、食生活改善推進員の協力でクッキング体験をします。
- ・地域の方々に感謝の気持ちをもちます。
- ・規則正しい生活習慣、朝ごはんの大切さ、食事のマナーなどの情報を発信します。
- ・「食」に関する学習の機会を提供します。
- ・安心、安全のため学校給食環境整備事業「食材の放射性物質検査」を実施します。

3. 学校における取り組み

子どもの食生活について、学校、家庭、地域社会が連携して、次世代を担う子どもの望ましい食習慣の形成に努めます。

学校における食育を推進するには、学校給食の教育的意義を改めて見直すとともに、学校の教育活動全体で食に関する指導の充実に努め、食について計画的に学ぶことができるよう、各教科、特別活動や総合的な学習時間、給食を通じて食育を推進します。

(1) 食に関する指導による食育の推進

「食に関する指導」の多様な授業形態を実施します。

- ・ 栄養教諭とのチームティーチング※授業
- ・ 外部講師の活用による授業（農産物生産者の方等）
- ・ 「食」に関する授業研究・研究協議の実施

※チームティーチング：複数の教員がチームをつくり、児童生徒の指導に当たる授業形態

(2) 体験活動を通じた地場産物の理解

①地域の特産物の理解や再発見の学習を実施します。

- ・ 学校農園や田んぼを活用した栽培、収穫体験の実施
- ・ 畑や加工所の見学（生産者インタビュー等も含む）

②栽培・収穫した作物を食べることの喜びを育てます。

- ・ 自分たちで育てた作物を使った調理実習
- ・ 自分たちで育てた作物を学校給食に取り入れ、全校で味わう

③給食メニューに地場産物を取り入れることについての理解を深めます。

- ・ 給食メニューの地場産物の積極的な活用
- ・ 給食だよりの掲示、昼の放送等で地場産物の活用を紹介

3) 家庭や地域と連携した食育の推進

①郷土料理の継承を行います。

- ・ 栄養教諭の指導による「きりたんぼ鍋」の調理実習

②産業祭の物産展に協賛します。

- ・ 「上小阿仁村産業祭」への出品

4. 地域における取り組み

高齢者の1人暮らし世帯の増加や核家族化により、食について語り合う機会が減少しています。食文化の継承や体験、新しい食の発見について考察し、地域や関係者が協働して次世代に継承していかなければなりません。そのために、安心・安全な地場産物を活用した地産地消の取り組みを一層推進していきます。

(1) 地産地消の推進

- ・直売所は、地元産の新鮮な農産物を継続的に供給するよう努めます。
- ・生産者は、安心・安全で高品質の農産物の生産に努めます。
- ・消費者は、地元で生産された農産物の購入に努めます。
- ・農業団体等は、安心・安全な農産物の生産技術の指導や地産地消の調整に努めます。

(2) 食文化の継承と創造

- ・地元農家や農協女性部等と協力して、自然豊かな地元産の食材を使用した昔ながらの食文化の継承に努めます。
- ・地域の気候風土に適した食材の開拓に努めます。

5. 食育関係団体等における取り組み

食と健康、食と農業の関わりを深く理解し、食育を実践している関係団体等との連携を図りながら食育を推進します。

(1) 食生活改善推進員

- ・行政と協働で望ましい食生活の普及を図ります。
- ・集落健康教室において伝達講習を開催し、減塩や生活習慣病予防などの啓発を図ります。
- ・男性の料理教室を開催し、調理を通して、栄養改善や健康増進を図ります。

(2) 直売所・加工所・JA・各種団体

- ・地場産物を使って加工した商品の販売を推進します。
- ・加工体験や料理教室により「食」に対する理解を深めます。

6. 体験を重視した取り組み

食材そのものに直接ふれる体験を通じて、農に親しみ、食や農への関心、理解を深め、食を大切に作る心を育てる取り組みを推進します。

(1) 農業体験

- ・栽培等を通して、自然の恵みや食材に対する感謝の気持ちを育みます。
- ・野外生産試作センターを活用した農業体験の受け入れ態勢を整備します。

(2) 都市農村交流

- ・都市部との交流を行い、生活と食のつながりについて理解を深めます。
- ・「食を支える農業」について理解を深めます。
- ・農業者等の受け入れ体制の整備に努めます。

7. 行政における取り組み

食育を効果的に進めるため、地域の実態をふまえ、食育に関わる機関の他、国、県等と連携しながら食育に取り組みます。また、食育活動に対する支援・普及活動により食育を推進します。

(1) 住民福祉課

- ・母子健康手帳交付時や乳幼児健診時、離乳食講習会時において、食育の充実を図ります。
- ・集落健康教室等を通して、心身の健康づくりと食生活改善の啓発を図ります。
- ・食生活改善推進員を育成し、協働による食生活改善を推進します。

(2) 産業課

- ・農業体験を推進します。
- ・安心・安全で良質な食材の提供に取り組みます。
- ・地場産物の地産地消を推進します。
- ・振興作物等のPRに努めます。
- ・地域の風土に適した食材の開拓に努めます。
- ・消費者のニーズを把握し応えられる体制づくりを推進します。
- ・直売所や加工所の支援を行います。

(3) 教育委員会

- ・「食に関する指導」による食育の推進をします。
- ・体験活動を通じた地場産物の理解に取り組みます。
- ・家庭や地域と連携した食育の推進をします。
- ・食を通じた世代間交流を推進します。

(4) 総務課

- ・村のホームページ等で食育推進計画の取り組みを紹介します。

第7 食育推進計画の展開

食育推進計画を積極的に展開するため、家庭、保育園、学校、地域、行政が連携を図り、村民一人ひとりが食育の意義や必要性について理解することができるよう取り組みます。

1. 食育推進運動の啓発に努めます。
2. 食育月間・食育の日の啓発に努めます。
3. 食育関係団体の育成・活動を促進します。

「食育月間」

毎年6月は食育月間です。

「食育月間」は、食育推進運動を重点的に実施し、食育の国民への浸透を図るための月間として「食育推進基本計画（国）」によって定められています。

「食育の日」

毎月19日は食育の日です。

食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るための機会として「食育推進基本計画（国）」によって定められています。